

八王子市子ども・子育て支援審議会

第3回 給付部会

配付資料

(平成25年12月19日)

保育施設の設備・運営基準

- 保育施設の設備及び運営に関する基準
(最低基準) について ----- 1
- 保育所の設備及び運営に関する基準比較 ----- 2
- 中核市の状況 ----- 3
- 幼保連携型認定こども園の認可基準 ----- 11

利用者負担

- 利用者負担について ----- 14
- 民間保育所運営経費(決算額) ----- 15
- 保育料(国基準)負担割合 26市・23区・中核市 --- 16
- 年齢別保育経費の状況 ----- 19
- 所得税額・市民税額の比較と在籍児童数 ----- 21
- 八王子市内私立幼稚園入園児(4歳児)初年度納付金 --- 22
- 幼稚園保護者への補助金 ----- 23
- 国・市保育料基準額比較 ----- 24
- 利用者負担のイメージ ----- 25

別冊

- 利用者負担について(国の会議資料)

保育施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

策定する条例

- 認可保育所の認可基準
- 新たな幼保連携型認定子ども園の認可基準
- 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の認可基準

スケジュール

- 国
 - 25 年末までに認可基準を子ども・子育て会議で決定
 - 職員配置基準等については 25 年度末までに公定価格の議論の中で決定
 - 25 年度末に政省令等の交付
- 市
 - 26 年 3 月末までに給付部会で論点を整理
 - 26 年 6 月末までに答申・意思決定
 - 26 年第 3 回市議会定例会に条例を上程

検討の視点

- 3 歳児を中心とした職員配置の見直し（附帯決議）
 - 今後、公定価格の議論のなかで検討され基準が示される
- 幼保連携型認定子ども園の基準との関連
 - 今後、公定価格の議論のなかで検討され基準が示される
- 認証保育所の認可化との関連
 - 面積基準を引き上げた場合に対応できるか検討が必要
- 地域型保育事業との関連
 - 3 歳未満児の基準が影響 地域型保育 \geq 保育所
- 条例化と支弁（誘導）との関係
 - 一定程度、条例化により義務化すべきではないか
- 認可保育所の 2 歳児以上の面積状況
 - 2 歳児以上 2.00 m²への引き上げは 4 園で在籍児童を減らす必要あり
- 認可保育所の 4 歳児以上の職員配置
 - 4 歳児以上 27 : 1 への引き上げは 3 園で在籍児童を減らす必要あり
- 調理員の配置基準
 - 調理場の面積の関係から 2 名しか入れない園がある

保育所の設備及び運営に関する基準比較

保育室等の面積

		国(厚生省令)	都(条例)	八王子市(支弁要綱)	
2歳児未満	乳児室	1.65㎡以上	3.3㎡以上	0歳児	5.0㎡以上(定員6人以上の定員内) 零歳児保育特別対策事業により誘導 調理員・看護師・嘱託医の人件費分を加算 子育て推進交付金(約1/2)
	ほふく室	3.3㎡以上		1歳児	3.3㎡以上
2歳児以上	保育室又は遊戯室	1.98㎡以上	1.98㎡以上	1.98㎡以上	
	屋外遊戯場	3.3㎡以上	3.3㎡以上	3.3㎡以上	

保育士の配置

	国(厚生省令)	都(条例)	八王子市(支弁要綱)
0歳児	3:1	3:1	3:1
1歳児	6:1	6:1	5:1 一般保育所対策事業により誘導 運営費に加算 子育て推進交付金(約1/2)
2歳児	6:1	6:1	6:1
3歳児	20:1	20:1	20:1
4歳児	30:1	30:1	27:1 4歳以上児保育士加算によりに誘導 市単独補助(平均@1,680)
5歳児	30:1	30:1	

○保育所の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、児童福祉法の改正により、地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市)が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。なお、保育士の配置、居室面積及び入所者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。

○子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議において、三歳児を中心とした職員配置等の見直しについても措置を講ずるべきとされている。

施設に関する面積基準

市名	乳児室	ほふく室	保育室	屋外遊戯場	医務室	上乘分の根拠
国基準	1.65㎡以上(ほふくしない段階の乳児1人につき)	3.3㎡以上(ほふくする段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき)	1.98㎡以上	3.3㎡(満2歳以上の幼児1人につき)	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置	
高崎市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
高松市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
高槻市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
宮崎市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
東大阪市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
秋田市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
青森市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
和歌山市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
久留米市	3.3㎡以上	3.3㎡以上	国基準	国基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置	条例
姫路市	3.3㎡以上	3.3㎡以上	国基準	国基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置	条例
豊橋市	乳児室又はほふく室として、1人あたり3.3㎡以上(条例施行時に現に存する保育所においては、乳児室は1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡とする経過措置規定あり。)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
下関市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
盛岡市	乳児室又はほふく室として、1人あたり3.3㎡以上(条例施行時に現に存する保育所においては、乳児室は1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡とする経過措置規定あり。)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
柏市	3.3㎡以上(乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
奈良市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
岡崎市	3.3㎡以上	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
前橋市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	

市名	乳児室	ほふく室	保育室	屋外遊戯場	医務室	上乘分の根拠
高知市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
船橋市	4.95㎡以上(1人当たり)	4.95㎡以上(1人当たり)	3.0㎡以上(1人当たり)(遊戯室と合算して)	国基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置	条例
松山市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
川越市	5㎡以上(乳児1人につき) 3.3㎡以上(満2歳に満たない幼児1人につき)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
函館市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
豊中市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
大津市	1.65㎡(ほふくする乳児については3.3㎡以上)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
豊田市	3.3㎡以上	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
富山市	国の設備運営基準と同様	国基準	国基準	国基準	国基準	
岐阜市	3.3㎡以上(乳児室又はほふく室)	国基準	国基準	国基準	すべての保育所に必置	条例
大分市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
長野市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
長崎市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
横須賀市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
倉敷市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
鹿児島市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
郡山市	3.3㎡以上(幼児又は2歳に満たない幼児1人につき)	国基準	国基準	国基準	国基準	条例
金沢市	5㎡以上 ただし、当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあつては、3.3㎡以上	5㎡以上 ただし、当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあつては、3.3㎡以上	2㎡以上	国基準	すべての保育所に必置	条例
尼崎市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
宇都宮市	国基準	国基準	国基準	国基準	国基準	
八王子市	0歳児定員6人以上の園 5㎡以上(乳児1人につき) 3.3㎡以上(満2歳に満たない幼児1人につき)	0歳児定員6人以上の園 は看護師(保健師)1人配置				要綱

保育士配置基準

市名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	増配置	上乘分の根拠
国基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	定員90人以下の施設 1人を増配置	
高崎市	3:1	5:1	6:1	18:1	30:1	国基準	要綱
高松市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
高槻市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
宮崎市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
東大阪市	3:1	5:1	6:1	20:1	30:1	国基準	条例
秋田市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
青森市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
和歌山市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
久留米市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
姫路市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
豊橋市	3:1	4. 6:1	5. 2:1	20:1	30:1	国基準のほか1人	要綱
下関市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
盛岡市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
柏市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
奈良市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	障害児加配等必要な事項について適宜配置	
岡崎市	3:1	4:1	5:1	18:1	30:1	国基準	条例
前橋市	3:1	5:1	6:1	16:1	27:1	民間 フリー保育士を配置園に補助	要綱
高知市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
船橋市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
松山市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
川越市	3:1	4:1	6:1	15:1	26:1	国基準	要綱

市名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	増配置	上乘分の根拠
函館市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
豊中市	3:1	5:1	6:1	20:1	30:1	国基準	条例
大津市	3:1	5:1	5:1	20:1	30:1	国基準	条例
豊田市	3:1	5:1	5:1	15:1	28:1(4歳児) 30:1(5歳児)	国基準	条例
富山市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
岐阜市	3:1	6:1	20:1	30:1	30:1	<p>○延長保育士 長時間保育士配置基準により計算して得られた正規保育士数のうち1名を正規保育士を、残りは嘱託保育士を配置する。</p> <p>○充実保育士(休憩時間・年休・週休対策) 普通保育所で3歳未満児のいる保育所は嘱託1人を配置する。</p> <p>○障がい児保育士 3:1で正規職員を配置し、1名を超える部分については嘱託保育士2名に置き換える。</p>	要綱
大分市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
長野市	3:1	5:1	6:1	18:1	30:1	国基準	要綱
長崎市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
横須賀市	2.57:1	4.5:1	5.2:1	18:1	27:1	<p>・上記のほか保育士1名を配置</p> <p>・障害児の受け入れを行う保育所については、配置基準4.5:1を加える。</p>	条例
倉敷市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
鹿児島市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
郡山市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
金沢市	3:1	5:1	6:1	15:1	(4歳児)25:1 (5歳児)30:1	国基準	条例
尼崎市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
宇都宮市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	国基準	
八王子市	3:1	5:1	6:1	20:1	27:1	すべての園 3人増配置	要綱

調理員配置基準

市名	調理員の配置	増配置	上乘分の根拠
国基準	定員40人以下の保育所 1人 定員41人～150人の保育所 2人 定員151人以上の保育所 3人		
高崎市	国基準	国基準を超え配置した場合、1名分補助	要綱
高松市	国基準		
高槻市	国基準		
宮崎市	国基準		
東大阪市	国基準		
秋田市	国基準		
青森市	国基準		
和歌山市	国基準		
久留米市	国基準		
姫路市	国基準		
豊橋市	国基準		
下関市	国基準		
盛岡市	国基準		
柏市	国基準		
奈良市	国基準		
岡崎市	児童数140人まで 2人分 児童数141～150人 2.5人分 児童数151～174人 3人分 175人～ 3.5人分		要綱
前橋市	定員59人以下の保育所 2人 定員60人～149人の保育所 3人 定員150人以上の保育所 4人		要綱
高知市	国基準		
船橋市	国基準		

市名	調理員の配置	増配置	上乘分の根拠
松山市	国基準		
川越市	国基準		
函館市	国基準		
豊中市	国基準	アレルギー食対応状況を点数化し、点数により増配置。	要綱
大津市	国基準		
豊田市	各保育所1人 0～2歳児定員5人以上 1人 0～2歳児定員30人以上 1人配置することができる。 ただし、当該年度の0～2歳児の入園見込みが20名以下の場合には配置することができない。 また、パート職員とし、豊田市が承認した職員とする。 定員200人以上の保育所にあつては1人配置することができる。ただし、パート職員とし、豊田市が承認した職員とする。		要綱
富山市	国基準		
岐阜市	定員69人以下 正規1 嘱託1 定員70人～109人 正規1 嘱託2 定員110人～200人 正規1 嘱託3 定員201人以上 正規1 嘱託4	○延長保育を実施している保育所は嘱託職員1人 ○病級・アレルギー対応としての嘱託調理員4人を別途配置	要綱
大分市	国基準		
長野市	定員 40人以下の保育所 1人 定員 41人～50人の保育所 1人+パート1人 定員 51人～90人の保育所 2人 定員 91人～130人の保育所 2人+パート1人 定員131人～160人の保育所 3人 定員161人～190人の保育所 3人+パート1人 定員191人～210人の保育所 4人 定員211人～240人の保育所 4人+パート1人 定員241人以上の保育所 5人		要綱
長崎市	国基準		
横須賀市	国基準		
倉敷市	国基準		
鹿児島市	国基準		
郡山市	国基準		
金沢市	国基準		
尼崎市	国基準		
宇都宮市	国基準		
八王子市	定員59人以下の保育所 2人 定員60人～149人の保育所 3人 定員150人以上の保育所 4人		

看護師配置基準

市名	看護師の配置	上乘分の根拠
国基準	なし	
高崎市	なし	
高松市	なし	
高槻市	なし	
宮崎市	なし	
東大阪市	なし	
秋田市	なし	
青森市	なし	
和歌山市	なし	
久留米市	なし	
姫路市	なし	
豊橋市	なし	
下関市	なし	
盛岡市	なし	
柏市	なし	
奈良市	なし	
岡崎市	なし	
前橋市	なし	
高知市	乳児6人以上の園は看護師(保健師)1人配置に努め, 乳児9人以上の園は1人を配置する。	要綱
船橋市	なし	
松山市	なし	
川越市	なし	
函館市	なし	

市名	看護師の配置	上乘分の根拠
豊中市	なし	
大津市	なし	
豊田市	豊田市が承認した職員で、下記の人数以内。 当該年度の0・1・2歳児の総定員が40人以上で、かつ低年齢児(4か月以上)保育を実施している保育所にあつては、1人以内。 児童及びその保護者の健康管理及び相談・指導のために雇用する看護師1人以内。	要綱
富山市	なし	
岐阜市	0歳児を入所する保育所に1人配置する。ただし、一般保育士の配置基準内とする。	要綱
大分市	0歳児定員9人以上の保育所に看護師もしくは保健師を1人を配置する。	要綱(補助金なし)
長野市	なし	
長崎市	なし	
横須賀市	なし	
倉敷市	なし	
鹿児島市	なし	
郡山市	乳児を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師を配置するよう努める。	要綱(補助金なし)
金沢市	なし	
尼崎市	なし	
宇都宮市	なし	
八王子市	0歳児定員6人以上の園は看護師(保健師)1人配置	要綱

幼保連携型認定こども園の認可基準(平成25年12月11日現在の対応方針案)

既存施設からの移行特例

基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。

1. 学級編成・職員

学級編成

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編成する。
- 保育認定を受けない1号子ども(注)保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編成することを基本とする。

職員配置基準(学級編成基準)

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭等を1人置かなければならないこととする。
- 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

※ 具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

園長等の資格

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
- 教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
- 「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。
- ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。
- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。
- ※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。

※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内
その他の職員の配置

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹保育教諭、養護(助)教諭、事務職員は置くよう努めることとする。
- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

- 保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができることとする。
- ※ 短時間勤務の配置基準上の扱い(常勤換算方法)は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。

2. 設備

建物及び附属設備の一体的設置

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。
- 以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。
- ①教育・保育の適切な提供が可能であること
- ②子どもの移動時の安全が確保されていること
- ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編成する学級数に応じて、必要な施設・設備(※)を有していること。(なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)
- ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。

保育室等の設置

幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。
(具体的な内容)

- 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例:遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。
- 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。
- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

園舎の階数、保育室等の設置階

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合(例:地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
- 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等※)を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は不可。)

(保育園)

【保育室等の2階設置】保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。

【保育室等の3階以上の設置】以下の要件を全て満たす場合、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置可。

- ① 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていること。
- ② 子どもが室内と戸外(園庭)の環境を結びつけて、子ども自ら多様な遊びが展開できるよう、自らの意志で園庭と行き来しやすい環境作り配慮し、環境を通じた教育・保育の適切な提供ができると認められる場合。

(幼稚園)

保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を満たしていれば可。

(※ 建築基準法、消防法等で求められている施設を想定)

【現行の幼稚園基準と同内容の移行特例を新設】

園舎・保育室等の面積

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- ・ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。
- ・ 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

(保育所)

満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。

(幼稚園)

園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180㎡等)以上である場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。

運動場等の設置・面積

- ・ 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置とする。
- ・ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- ・ 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
- ・ 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
- ・ 満2歳の子どものみについて、保育所基準による面積

(保育所)

満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合には、幼稚園基準(1学級:330㎡等)を満たさなくてもよい。

(幼稚園)

園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330㎡等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。

運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

※ 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」

- これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの
- 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合

満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どものみに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。(年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。)

- ① 子どもの安全な移動手段が確保されていること
- ② 子どもが安全に利用できる場所
- ③ 利用時間を日常的に確保できる場所

運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は不可とする。

※ 実際の屋上の利用を妨げるものではない。

以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」

- これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの
- 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合

満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どものみに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。(年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。)

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるよう配慮すること。
- ③ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。

運動場等の設置・面積(名称)

認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割(運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等)を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。

その他の設備

- ・ 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。
- ・ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

3. 運営

教育時間・保育時間等

- ・1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。
 - ・1日の開園時間は、原則11時間とする。
 - ・ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。
 - ・満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。
 - ・満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。
 - ・夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。
- ※ 保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準(原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。)等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。

食事の提供(提供方法)

- ・食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。
- ・満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。
- ・食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

調理室等の設置

- ・自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。
- ・ただし、食事の提供すべき子どもの数が20人未満(※)である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。
- ・外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

園児要録・出席簿

- ・全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成することとする。
- ・在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。

研修等

- ・教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。
- ・施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。

職員会議

- ・職員会議については、幼稚園と同様とする。職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。

運営状況評価(法律事項以外)

- ・運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。
 - ・関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。
- ※ 第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。

苦情解決

- ・保育所と同様とする。

家庭・地域との連携、保護者との連絡

- ・現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。

健康診断

- ・保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。

※ 公定価格の議論において、費用負担について検討。

感染症に係る臨時休業・出席停止

- ・感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。
- ・感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもが在籍していることに伴い、臨時休業した場合の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。

子育て支援(認定こども園法で規定されている事項以外)

- ・具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格等の議論と合わせて検討。

利用者負担について

国基準の検討状況

- 利用者負担の制度改正検討時点での整理
 - 所得階層区分は市町村民税額を基に階層区分を設定。
 - 教育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本とする。
 - 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本とする。
 - 保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の一定割合に設定する。
 - 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）と教育標準時間認定を受けた子どもとの利用者負担との整合性を考慮する。
 - 家庭的保育、小規模保育等の多様な保育についても、同様の整理を基本とする。

市の検討項目

- 負担水準
 - 保育標準時間認定を受けた子ども分を現行保育料の水準とするか。
 - 保育短時間認定を受けた子ども分を現行水準とするか。
 - その中間とするか。
 - 近隣市との負担水準の摺合せも必要ではないか。
 - 現行の26所得階層を基本とするか。
 - 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の水準の考え方の整理。
- 現行基準額表の改善
 - 国の第5階層・第8階層部分の区分分けを増。
 - 3歳以上の20階層から26階層の百円刻みは不要。
(就園奨励費の所得制限は市の16階層程度)

平成24年度民間保育所運営経費(決算額)

(単位:千円)

保育所運営費支弁総額 (国基準運営費) 7,325,537			
国負担金 1/2 2,115,724	都道府県負担金 1/4 1,057,862	市・区負担金 1/4 1,057,862	徴収金(保育料) (国基準徴収額) 3,094,089
			
		保護者負担金調定額 (市・区基準保育料) (51.1%) 1,580,049	市・区保育料軽減分 (肩代わり分) (48.9%) 1,514,040

○平成24年度 26市保育料(国基準)負担割合

(単位:千円)

順位		保護者負担分	構成比(%)	市肩代わり分	構成比(%)	国基準徴収額
1	A	634,442	55.5	508,755	44.5	1,143,197
2	B	361,519	53.8	310,153	46.2	671,672
3	C	192,909	53.4	168,484	46.6	361,393
4	D	329,012	52.6	295,921	47.4	624,933
5	E	315,476	51.6	295,938	48.4	611,414
6	F	339,454	51.3	322,539	48.7	661,993
	G	328,115	51.3	310,986	48.7	639,101
8	八王子	1,835,148	50.7	1,787,023	49.3	3,622,171
9	I	616,799	50.5	604,502	49.5	1,221,301
10	J	550,380	50.3	542,874	49.7	1,093,254
11	K	395,259	50.1	393,737	49.9	788,996
	L	237,072	50.1	236,425	49.9	473,497
13	M	897,991	49.0	933,999	51.0	1,831,990
	N	732,647	49.0	761,770	51.0	1,494,417
15	O	1,130,817	48.8	1,184,781	51.2	2,315,598
16	P	468,291	48.5	497,348	51.5	965,639
17	Q	449,367	47.9	489,380	52.1	938,747
18	R	327,437	47.6	360,022	52.4	687,459
	S	206,200	47.6	227,344	52.4	433,544
20	T	297,686	47.1	334,874	52.9	632,560
21	U	402,995	46.7	459,876	53.3	862,871
	V	603,221	46.7	689,651	53.3	1,292,872
23	W	369,938	45.7	438,791	54.3	808,729
24	X	207,053	45.6	246,777	54.4	453,830
25	Y	566,964	44.3	712,495	55.7	1,279,459
26	Z	183,255	43.7	235,929	56.3	419,184
	計	12,979,447		13,350,374		26,329,821
	平均	499,210	49.3	513,476	50.7	1,012,685

○平成24年度 23区保育料(国基準)負担割合

(単位:千円)

順位	区名	保護者負担分	構成比(%)	市肩代わり分	構成比(%)	国基準徴収額
1	A	229,589	56.3	178,551	43.7	408,140
2	B	800,331	55.1	652,772	44.9	1,453,103
3	C	868,685	54.3	729,822	45.7	1,598,507
4	D	1,146,713	54.1	971,707	45.9	2,118,420
5	E	29,623	52.8	26,505	47.2	56,128
6	F	684,387	51.3	649,818	48.7	1,334,205
7	G	339,726	50.6	332,286	49.4	672,012
8	H	363,027	50.0	362,836	50.0	725,863
9	I	353,463	49.5	361,232	50.5	714,695
10	J	184,916	48.9	193,271	51.1	378,187
11	K	339,869	48.6	358,751	51.4	698,620
12	L	999,139	48.2	1,073,521	51.8	2,072,660
13	M	282,443	46.4	326,472	53.6	608,915
14	N	191,739	46.3	222,277	53.7	414,016
15	O	908,354	45.7	1,080,245	54.3	1,988,599
16	P	169,091	45.4	203,255	54.6	372,346
17	Q	146,832	44.8	180,817	55.2	327,649
18	R	127,424	42.9	169,520	57.1	296,944
19	S	550,387	41.5	776,505	58.5	1,326,892
20	T	107,585	39.5	164,564	60.5	272,149
21	U	131,841	32.5	274,432	67.5	406,273
—	V					
—	W					
	計	8,955,164	49.1	9,289,159	50.9	18,244,323
	平均	426,436	49.1	442,341	50.9	868,777

○平成24年度 中核市保育料(国基準)負担割合

(単位:千円)

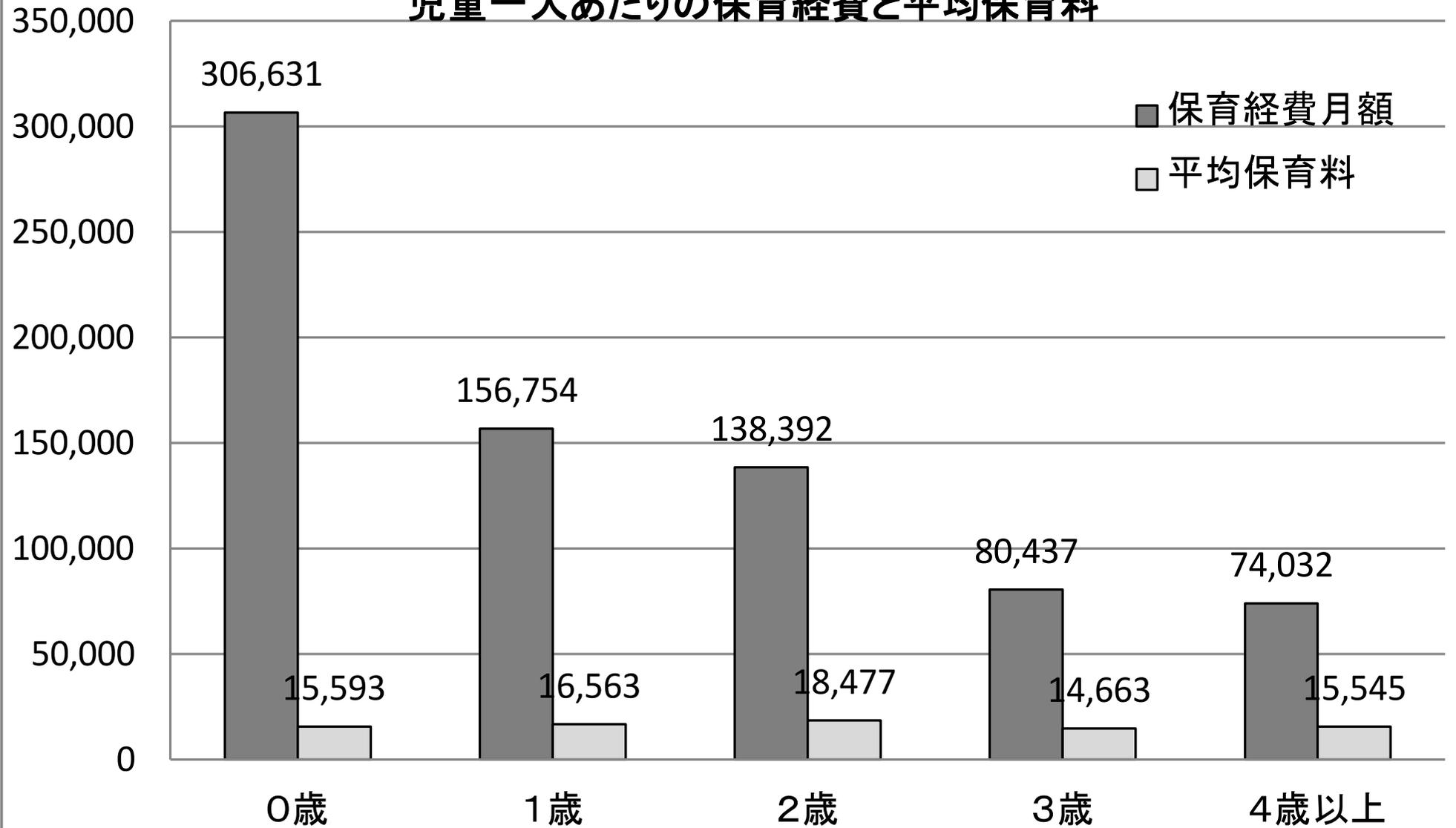
順位	市名	保護者負担分	構成比(%)	市肩代わり分	構成比(%)	国基準徴収額
1	A	1,817,348	83.6	356,184	16.4	2,173,532
2	B	1,632,063	82.8	338,957	17.2	1,971,020
3	C	1,656,056	80.6	397,939	19.4	2,053,995
4	D	2,844,151	79.9	715,809	20.1	3,559,960
5	E	1,308,917	79.1	346,472	20.9	1,655,389
	F	698,653	79.1	185,073	20.9	883,726
7	G	839,238	78.2	233,874	21.8	1,073,112
8	H	1,154,353	77.9	326,929	22.1	1,481,282
9	I	1,839,529	77.2	544,444	22.8	2,383,973
10	J	1,292,682	76.8	391,203	23.2	1,683,885
11	K	1,180,416	76.5	363,524	23.5	1,543,940
12	L	1,176,820	76.3	364,777	23.7	1,541,597
13	M	1,890,689	75.4	617,203	24.6	2,507,892
14	N	2,890,775	75.3	949,708	24.7	3,840,483
15	O	1,234,654	74.7	417,127	25.3	1,651,781
16	P	1,347,480	74.6	458,277	25.4	1,805,757
17	Q	2,038,197	74.4	701,687	25.6	2,739,884
18	R	2,357,710	72.7	883,539	27.3	3,241,249
19	S	1,986,593	72.0	773,648	28.0	2,760,241
20	T	1,004,209	71.6	397,682	28.4	1,401,891
	U	1,002,730	71.6	398,319	28.4	1,401,049
22	V	720,730	69.0	323,396	31.0	1,044,126
23	W	1,166,910	68.1	545,887	31.9	1,712,797
24	X	1,325,048	67.9	626,727	32.1	1,951,775
25	Y	1,027,913	67.2	500,878	32.8	1,528,791
26	Z	1,443,856	66.9	714,006	33.1	2,157,862
	AA	433,023	66.9	214,727	33.1	647,750
28	AB	1,259,178	64.3	699,208	35.7	1,958,386
29	AC	755,671	64.0	424,863	36.0	1,180,534
30	AD	360,504	63.6	206,185	36.4	566,689
31	AE	1,359,896	60.5	886,840	39.5	2,246,736
	AF	1,622,819	60.5	1,059,220	39.5	2,682,039
33	AG	1,019,586	58.5	723,481	41.5	1,743,067
34	AH	1,243,646	58.3	890,604	41.7	2,134,250
35	AI	601,700	56.5	462,529	43.5	1,064,229
36	AJ	326,755	49.9	327,588	50.1	654,343
	計	47,860,498		18,768,514		66,629,012
	平均	1,329,458	71.8	521,348	28.2	1,850,806

年齢別保育経費の状況(平成24年度決算ベース)

(単位:円)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	
国基準	国基準	1,476,806,550	1,398,523,590	1,833,592,800	848,090,040	1,407,439,810	6,964,452,790	
	事務職員雇上費	3,777,087	6,257,969	8,204,771	8,767,866	17,712,096	44,719,790	
	主任保育士専任加算	16,456,406	27,265,367	35,747,399	38,200,749	77,169,898	194,839,820	
	採暖費	793,074	1,313,984	1,722,753	1,840,986	3,719,003	9,389,800	
	施設機能強化推進費	652,329	1,080,793	1,417,019	1,514,270	3,058,999	7,723,410	
	入所児童処遇特別加算	1,185,051	1,963,420	2,574,224	2,750,894	5,557,121	14,030,710	
都加算分	一般保育所対策事業	189,473,800	456,205,500	265,833,830	274,616,860	546,814,130	1,732,944,120	
	零歳児保育特別対策事業	保健師等の配置	366,872,420	—	—	—	—	366,872,420
		調理員の増配置	285,704,950	—	—	—	—	285,704,950
		嘱託医手当加算	9,363,200	—	—	—	—	9,363,200
	零歳児保育推進加算	39,852,060	—	—	—	—	39,852,060	
	11時間開所保育対策事業	特例保育士加算	59,692,559	98,900,059	129,667,055	138,566,126	279,919,481	706,745,280
		特例パート保育士加算	41,085,191	68,070,927	89,247,233	95,372,285	192,662,964	486,438,600
		採暖費加算	295,614	489,781	642,147	686,218	1,386,239	3,500,000
	保育対策等	1,688,637	2,797,775	3,668,139	3,919,884	7,918,616	19,993,052	
	子育てひろば事業	1,686,479	2,794,199	3,663,451	3,914,875	7,908,496	19,967,500	
	産休・病休代替職員費等	2,437,616	4,038,701	5,295,108	5,658,512	11,430,843	28,860,780	
	その他	40,315	66,795	87,574	93,584	189,051	477,320	
	市加算分	施設運営調整費	381,359	631,845	828,407	885,261	1,788,328	4,515,200
		法人運営管理費	664,879	1,101,587	1,444,281	1,543,403	3,117,851	7,872,000
法人等活動対策費		177,369	293,868	385,288	411,731	831,744	2,100,000	
弾力化協力加算		529,910	877,967	1,151,095	1,230,095	2,484,933	6,274,000	
一時保育		4時間超	687,328	1,138,782	1,493,048	1,595,516	3,223,126	8,137,800
		4時間以下	65,778	108,983	142,887	152,693	308,458	778,800
緊急保育		13,049	21,620	28,346	30,292	61,193	154,500	
障害児等保育助成費		33,020,193	54,708,645	71,728,056	76,650,764	154,843,342	390,951,000	
定期利用保育		4時間以上	1,119,111	1,854,170	2,430,987	2,597,826	5,247,906	13,250,000
		4時間未満	25,761	42,681	55,959	59,799	120,801	305,000
施設運営調整費		6,283,441	10,410,555	13,649,193	14,585,939	29,465,272	74,394,400	
日本スポーツ振興センター		260,510	431,619	565,892	604,730	1,221,624	3,084,375	
アレルギー児加算		451,403	747,895	980,559	1,047,855	2,116,788	5,344,500	
代替保健婦雇上対策費		4,527	7,501	9,834	10,509	21,229	53,600	
研修助成費		257,607	426,809	559,586	597,990	1,208,009	3,050,000	
嘱託医手当加算		650,351	1,077,518	1,412,724	1,509,680	3,049,727	7,700,000	
地域活動事業		385,438	638,603	837,267	894,729	1,807,455	4,563,493	
障害児保育円滑化事業		573,835	950,743	1,246,512	1,332,060	2,690,914	6,794,064	
一時保育助成費		289,871	480,265	629,671	672,886	1,359,307	3,432,000	
延長保育国基本分		10,672,248	17,682,035	23,182,771	24,773,809	50,045,937	126,356,800	
延長保育国加算分	165,713	274,557	359,970	384,674	777,086	1,962,000		
4歳以上児保育士加算	—	—	—	—	63,534,070	63,534,070		
保育経費総額		2,554,543,018	2,163,677,109	2,504,485,840	1,555,565,389	2,892,211,847	11,670,483,204	
延在籍児童数		8,331	13,803	18,097	19,339	39,067	98,637	
年齢別経費(月額)		306,631	156,754	138,392	80,437	74,032	118,317	

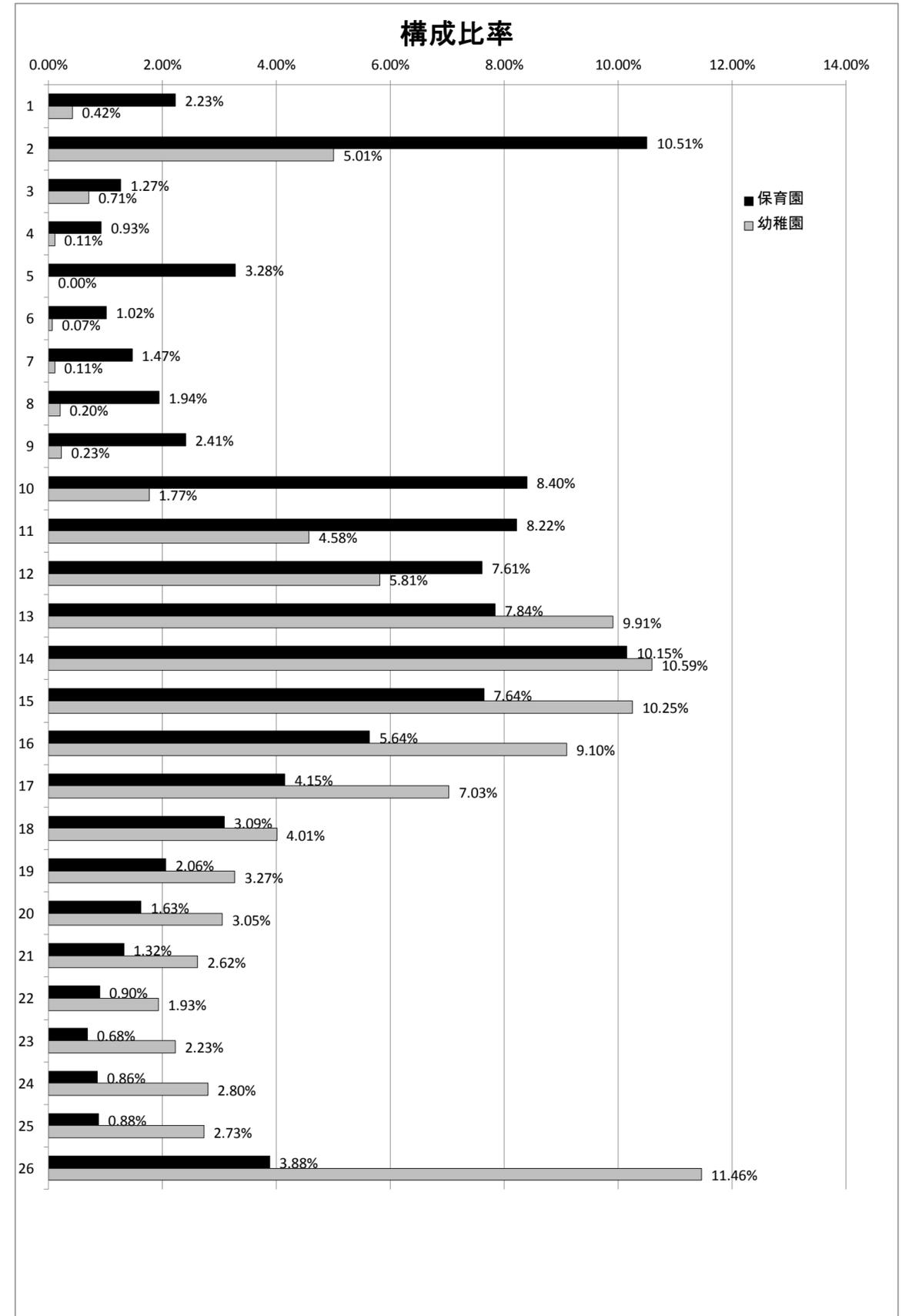
児童一人あたりの保育経費と平均保育料



※保育経費は、平成24年度実績。平均保育料は、平成25年10月在籍児童より。(単位:円)

所得税額・市民税額(所得割額)の比較と平成25年10月1日在籍児童数(全年齢)

区分	現行市基準額	推定収入	推定所得額	推定市民税所得割額	保育園在籍児童数	保育園在籍構成比	幼稚園在籍児童数	幼稚園在籍構成比	
	区分								
1	生活保護法による被保護世帯	生活保護法による被保護世帯	生活保護法による被保護世帯	0円	226人	2.23%	31人	0.42%	
2	市町村民税非課税世帯	(前前年分)～2,559,000円	～1,610,000円	0円	1,066人	10.51%	369人	5.01%	
3	均等割のみ	(前前年分)～2,715,000円	～1,720,000円	0円	129人	1.27%	52人	0.71%	
4	市民税所得割11,000円未満	(前前年分)～2,976,000円	～1,900,400円	～10,900円	94人	0.93%	8人	0.11%	
5	市民税所得割11,000円以上	(前前年分)2,976,000円～	1,903,200円～	11,100円～	333人	3.28%	0人	0.00%	
6	100～3,000円未満	2,840,000～2,935,000円	1,808,000円～1,872,400円	6,200～9,400円	103人	1.02%	5人	0.07%	
7	3,000～7,000円未満	～3,067,000円	～1,964,800円	～14,200円	149人	1.47%	8人	0.11%	
8	7,000～13,000円未満	～3,267,000円	～2,104,800円	～21,400円	197人	1.94%	15人	0.20%	
9	13,000～19,000円未満	～3,467,000円	～2,244,800円	～28,600円	244人	2.41%	17人	0.23%	
10	19,000～38,000円未満	～4,031,000円	～2,682,400円	～51,500円	852人	8.40%	130人	1.77%	
11	38,000～57,000円未満	～4,571,000円	～3,114,400円	～74,200円	834人	8.22%	337人	4.58%	
12	57,000～75,000円未満	～5,087,000円	～3,527,200円	～95,800円	772人	7.61%	428人	5.81%	
13	75,000～94,000円未満	～5,631,000円	～3,962,400円	～121,100円	795人	7.84%	730人	9.91%	
14	94,000～129,000円未満	～6,179,000円	～4,400,800円	～146,200円	1,030人	10.15%	780人	10.59%	
15	129,000～166,000円未満	～6,693,000円	～4,823,700円	～168,500円	775人	7.64%	755人	10.25%	
16	166,000～203,000円未満	～7,156,000円	～5,240,400円	～190,700円	572人	5.64%	670人	9.10%	
17	203,000～241,000円未満	～7,578,000円	～5,620,200円	～211,000円	421人	4.15%	518人	7.03%	
18	241,000～279,000円未満	～7,816,000円	～5,834,400円	～222,400円	313人	3.09%	295人	4.01%	
19	279,000～316,000円未満	～8,047,000円	～6,042,300円	～233,500円	209人	2.06%	241人	3.27%	
20	316,000～353,000円未満	～8,278,000円	～6,250,200円	～244,600円	165人	1.63%	225人	3.05%	
21	353,000～391,000円未満	～8,516,000円	～6,464,400円	～256,000円	134人	1.32%	193人	2.62%	
22	391,000～429,000円未満	～8,753,000円	～6,677,700円	～267,400円	91人	0.90%	142人	1.93%	
23	429,000～466,000円未満	～8,984,000円	～6,885,600円	～278,500円	69人	0.68%	164人	2.23%	
24	466,000～528,000円未満	～9,372,000円	～7,234,800円	～297,100円	87人	0.86%	206人	2.80%	
25	528,000～591,000円未満	～9,766,000円	～7,589,400円	～316,000円	89人	0.88%	201人	2.73%	
26	591,000円以上	9,766,249円～	7,589,624円～	316,000円～	394人	3.88%	844人	11.46%	
※モデル世帯として、父、母、就学前児童2人の4人世帯とし、母と子は父の税法上の扶養とした。					小計	10,143人	99.99%	7,364人	99.99%
※控除は人的控除及び社会保険控除(一律10%)とした。					保育料未決定	1人	0.01%	1人	0.01%
					合計	10,144人	100.00%	7,365人	100.00%



平成25年度八王子市内私立幼稚園入園児(4歳児)初年度納付金

幼稚園名	合計額	保育料	入園料	施設費	その他
1	515,200	240,000	100,000	30,000	145,200
2	497,000	306,000	90,000	50,000	51,000
3	495,000	306,000	100,000	40,000	49,000
(参考)区部幼稚園の平均	479,874	—	—	—	—
4	467,000	318,000	90,000	0	59,000
(参考)都内幼稚園の平均	459,471	314,443	103,037	14,824	27,167
5	453,000	336,000	100,000	0	17,000
6	440,500	270,000	100,000	0	70,500
7	436,000	300,000	70,000	30,000	36,000
8	436,000	312,000	100,000	0	24,000
9	426,000	288,000	80,000	20,000	38,000
(参考)市町部幼稚園の平均	421,413	—	—	—	—
10	417,800	286,800	100,000	0	31,000
11	415,000	288,000	100,000	0	27,000
(参考)市内幼稚園の平均	410,882	283,510	82,258	11,387	33,727
12	410,500	288,000	90,000	10,000	22,500
13	410,000	300,000	80,000	0	30,000
14	408,000	252,000	50,000	50,000	56,000
15	408,000	276,000	80,000	30,000	22,000
16	407,000	306,000	55,000	0	46,000
17	406,000	240,000	80,000	20,000	66,000
18	406,000	240,000	80,000	20,000	66,000
19	402,000	282,000	110,000	0	10,000
20	398,000	288,000	85,000	0	25,000
21	397,200	294,000	80,000	0	23,200
22	389,020	276,000	80,000	13,000	20,020
23	388,400	288,000	80,000	0	20,400
24	386,400	288,000	80,000	0	18,400
25	384,400	306,000	75,000	0	3,400
26	384,000	300,000	80,000	0	4,000
27	383,000	312,000	65,000	0	6,000
28	359,000	252,000	70,000	20,000	17,000
29	349,920	276,000	60,000	0	13,920
30	334,000	234,000	90,000	0	10,000
31	328,000	240,000	50,000	20,000	18,000

○幼稚園保護者への補助金

階層区分	推定年収	就園奨励費	保護者負担 軽減補助	計
		年額	年額	年額
①生活保護世帯	—	229,200	116,400	345,600
②市民税非課税世帯	～270万円	199,200	116,400	315,600
③所得割課税額 34,500円以下	～360万円	115,200	96,000	211,200
④所得割課税額 183,000円以下	～680万円	62,200	84,000	146,200
⑤所得割課税額 183,001円以上	680万円～	0	70,800	70,800
		0	0	0

○幼稚園保育料実負担額

A園 (234,000円/年)		市内幼稚園平均 (283,510円/年)		B園 (336,000円/年)	
年額	月額 (年額/12)	年額	月額 (年額/12)	年額	月額 (年額/12)
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	20,400	1,700
22,800	1,900	72,310	6,026	124,800	10,400
87,800	7,317	137,310	11,443	189,800	15,817
163,200	13,600	212,710	17,726	265,200	22,100
234,000	19,500	283,510	23,626	336,000	28,000

国・市保育料基準額比較

国基準額				市基準額			
階層区分	定義 ()は推定年収	3歳未満	3歳以上	区分		3歳未満	3歳以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 (～330万円)	19,500円	16,500円	3	均等割のみ	6,400円	5,900円
				4	市民税所得割11,000円未満	6,700円	6,300円
				5	市民税所得割11,000円以上	7,100円	6,700円
第4階層	40,000円未満 (～470万円)	30,000円	27,000円	6	100～3,000円未満	8,700円	8,200円
				7	3,000～7,000円未満	9,700円	9,600円
				8	7,000～13,000円未満	10,700円	10,400円
				9	13,000～19,000円未満	11,700円	11,500円
				10	19,000～38,000円未満	14,100円	12,600円
				11	38,000～57,000円未満	17,400円	14,100円
第5階層	40,000円～103,000円未満 (～640万円)	44,500円	41,500円	12	57,000～75,000円未満	20,700円	15,700円
				13	75,000～94,000円未満	23,300円	17,100円
				14	94,000～129,000円未満	25,500円	18,800円
第6階層	103,000円～413,000円未満 (～930万円)	61,000円	58,000円	15	129,000～166,000円未満	27,500円	20,400円
				16	166,000～203,000円未満	29,400円	23,100円
				17	203,000～241,000円未満	32,000円	25,400円
				18	241,000～279,000円未満	34,600円	26,700円
				19	279,000～316,000円未満	36,500円	27,500円
				20	316,000～353,000円未満	39,200円	27,600円
				21	353,000～391,000円未満	41,700円	27,700円
				22	391,000～429,000円未満	43,900円	27,800円
第7階層	413,000円～734,000円未満 (～1130万円)	80,000円	77,000円	23	429,000～466,000円未満	46,200円	27,900円
				24	466,000～528,000円未満	48,300円	28,000円
				25	528,000～591,000円未満	50,400円	28,100円
第8階層	734,000円以上 (1130万円～)	104,000円	101,000円	26	591,000円以上	52,500円	28,200円

現行保育料				
所得税区分		3歳未満	3歳以上	幼稚園
1	生活保護世帯	0円	0円	I 0円
2	非課税世帯	0円	0円	0円
3	均等割のみ	6,400円	5,900円	II 0~1,700円
4	所得割11,000円未満	6,700円	6,300円	III 1,900 ~10,400円
5	所得割11,000円以上	7,100円	6,700円	
6	3,000円未満	8,700円	8,200円	
7	7,000円未満	9,700円	9,600円	
8	13,000円未満	10,700円	10,400円	
9	19,000円未満	11,700円	11,500円	
10	38,000円未満	14,100円	12,600円	IV 7,317 ~15,817円
11	57,000円未満	17,400円	14,100円	
12	75,000円未満	20,700円	15,700円	
13	94,000円未満	23,300円	17,100円	
14	129,000円未満	25,500円	18,800円	以外 13,600 ~22,100円 19,500 ~28,000円
15	166,000円未満	27,500円	20,400円	
16	203,000円未満	29,400円	23,100円	
17	241,000円未満	32,000円	25,400円	
18	279,000円未満	34,600円	26,700円	
19	316,000円未満	36,500円	27,500円	
20	353,000円未満	39,200円	27,600円	
21	391,000円未満	41,700円	27,700円	
22	429,000円未満	43,900円	27,800円	
23	466,000円未満	46,200円	27,900円	
24	528,000円未満	48,300円	28,000円	
25	591,000円未満	50,400円	28,100円	
26	655,000円未満	52,500円	28,200円	
	734,000円未満			
	734,000円以上			



利用者負担額(案3)						
市民税区分		3号標準	3号短	2号標準	2号短	1号
1	生活保護世帯					
2	非課税世帯					
3	均等割のみ					
4	所得割11,000円未満					
5	所得割11,000円以上					
6	15,400円未満					
7	22,600円未満					
8	34,000円未満					
9	46,000円未満					
10	85,100円未満					
11	122,200円未満					
12	157,900円未満					
13	197,100円未満					
14	238,100円未満					
15	275,000円未満					
16	312,300円未満					
17	345,100円未満					
18	365,100円未満					
19	383,500円未満					
20	401,900円未満					
21	420,300円未満					
22	439,500円未満					
23	457,900円未満					
24	489,100円未満					
25	520,300円未満					
26	238,100円未満					
27	590,500円未満					
28	590,500円以上					

イメージ